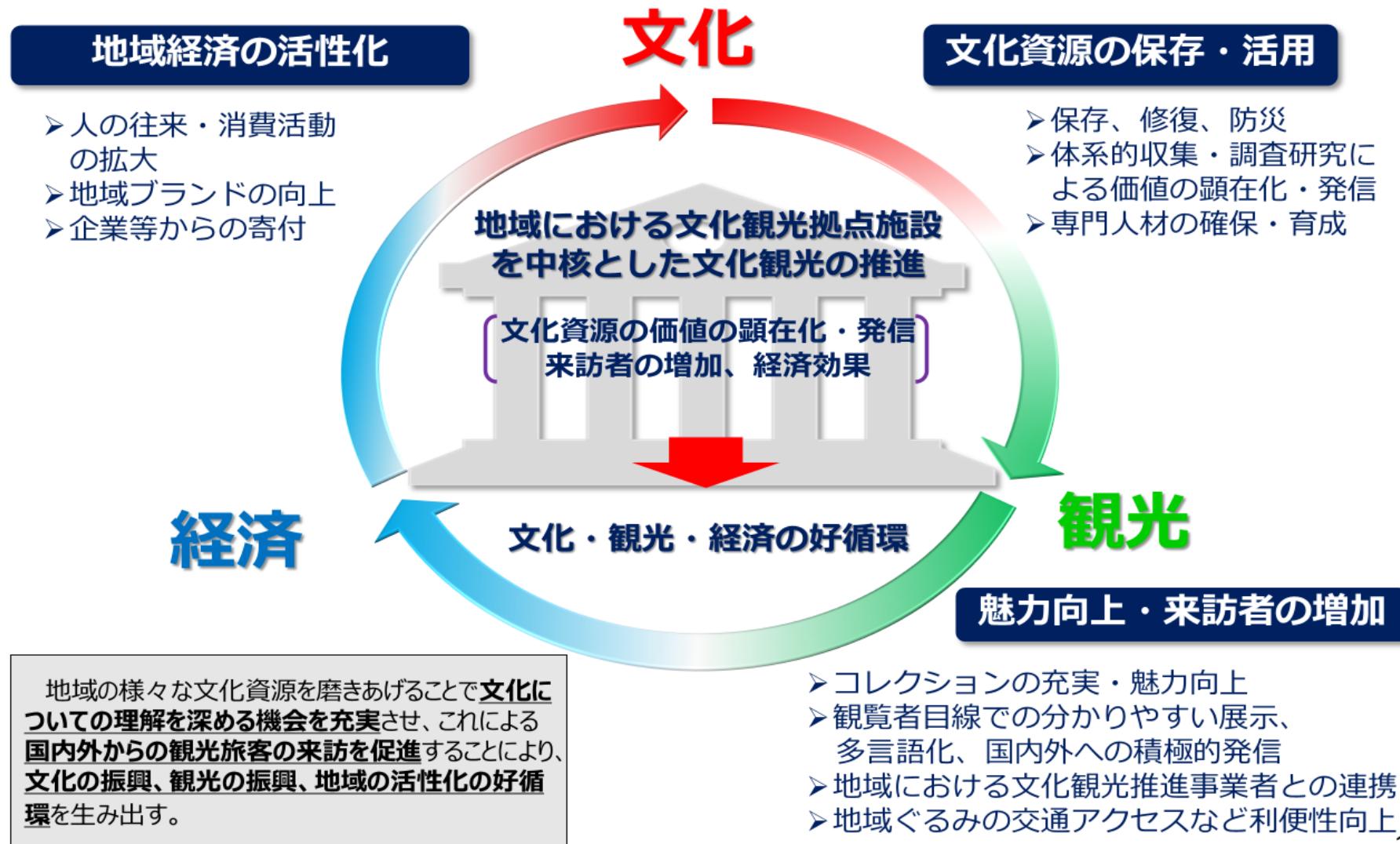


地域と文化の未来をつくる文化観光

制度および認定プロセス説明

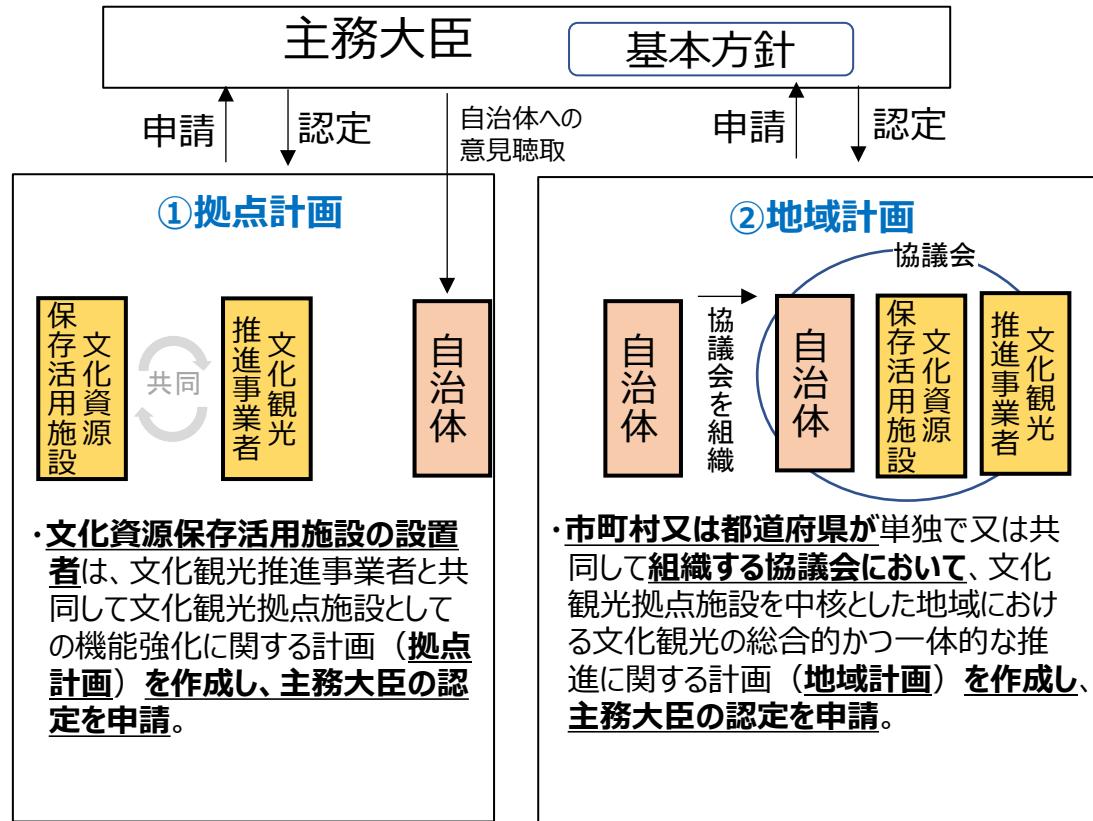
文化庁

文化観光推進法で目指す文化・観光・経済の好循環



文化観光推進法のスキーム

法のスキーム



文化資源保存活用施設：博物館、美術館、社寺、城郭等

文化観光推進事業者：観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等

文化観光拠点施設：文化資源保存活用施設が、文化観光推進事業者と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介を行う

※施行期日：令和2年5月1日

認定による国等の支援

法律上の特例措置

- ・共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置
- ・文化財の登録の提案に関する特例措置
- ・国・地方公共団体・国立博物館等による助言、
- ・（独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝
- ・国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

予算上の措置

○文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光推進事業

- ・令和7年度予算額：1,353百万円
- ・積算件数：50件程度
- ・補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2／3
- ・国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

（各計画において行われる事業のイメージ）

①文化資源の魅力増進

- ・地域の文化資源の調査研究
- ・鑑賞しやすい展示改修
- ・デジタル・アーカイブ化及び活用
- ・専門人材確保

②理解を深めるのに資する取組

- ・展示品のわかりやすい解説及び多言語化
- ・情報通信技術の活用
- ・ガイドツアー及び体験プログラムの実施

③利便の増進

- ・地域内の周遊バス借上
- ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
- ・バリアフリー整備（スロープ等）

④物品の販売提供、他施設との連携

⑤国内外への宣伝

文化観光推進法の主な内容

- **文化観光とは**

〔文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光〕と定義

- **「文化観光拠点施設」**

博物館・美術館・社寺・城郭…などの文化施設のうち、文化についての理解を深めるための解説紹介を行い、観光関係者と連携することにより、地域における文化観光の推進の拠点となるもの

- **基本方針に沿った計画を申請、審査を経て認定**

主務大臣（文部科学大臣及び国土交通大臣）が策定する基本方針に基づく拠点計画・地域計画を認定

- 文化施設による「拠点計画」、自治体が組織する協議会による「地域計画」の2種類
- 手上げ方式（意欲ある主体が申請）、設置主体（国・公・私）や規模を問わない

- **認定計画に対して国が支援**

認定計画に基づく事業に対して、法律上の特例措置や予算支援を行う

- 国や国立博物館が所有する文化資源を文化観光拠点施設において公開するよう協力
- 共通乗車船券等の交通アクセスの向上に係る手続き簡素化など、従来の文化政策では対応できなかった特例措置
- 「文化観光推進支援事業：18億円（令和6年度予算）」等による支援

「文化観光拠点施設」に求められる機能と役割

1 文化資源の保存及び活用を行う施設

(博物館、美術館、社寺、城郭 等) のうち、

2 観光旅客が文化についての理解を深めることに資するよう解説・紹介をする

- 文化資源の由来や観賞上の価値など、魅力が伝わるような解説・紹介
- 情報通信技術を適切に活用
- インバウンドの来訪に応じた多言語化

3 文化観光の推進に取り組む、地域の事業者と連携する

- 戦略的な企画立案ができるDMO観光地域づくり法人、観光協会、旅行会社等
と共同して計画を推進
- 交通事業者、商店街、宿泊施設等と事業を企画・実施

拠点計画と地域計画 ~認定計画に基づき実施する事業~

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ

- 文化資源の魅力増進
 - ・文化資源の調査研究
 - ・鑑賞しやすい展示改修
 - ・デジタルアーカイブ化及び活用
 - ・専門人材確保



- 理解を深めるのに資する取組
 - ・展示品の分かりやすい解説及び多言語化
 - ・情報通信技術の活用
 - ・ガイドツアー及び体験プログラムの実施



背景情報も含めて
多言語で解説

- 利便の増進
 - ・地域内の周遊バス借り上げ
 - ・キャッシュレス、Wi-Fi整備
 - ・バリアフリー整備（スロープ等）
 - ・夜間・早朝開館による開館時間延長



トイレの洋式化 キャッシュレス決済

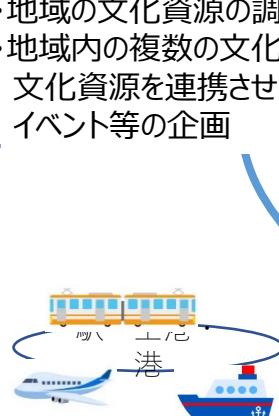
- 物品の販売提供、
他施設との連携

- 国内外への宣伝
 - ・ウェブ等での発信
 - ・JNTOとの連携

地域計画において実施する事業のイメージ

- 総合的な文化資源の魅力向上

- ・地域の文化資源の調査研究
- ・地域内の複数の文化施設や文化資源を連携させた誘客イベント等の企画



- 利便の増進
 - ・共通乗車券の発行
 - ・多言語案内、キャッシュレス Wi-Fi整備



多言語ガイド



- 国内外への宣伝
 - ・ウェブ等での発信
 - ・JNTOとの連携

- 文化施設と事業者の連携
 - ・商店街との共同イベント
 - ・作品のまちなか展示
 - ・特産品の開発

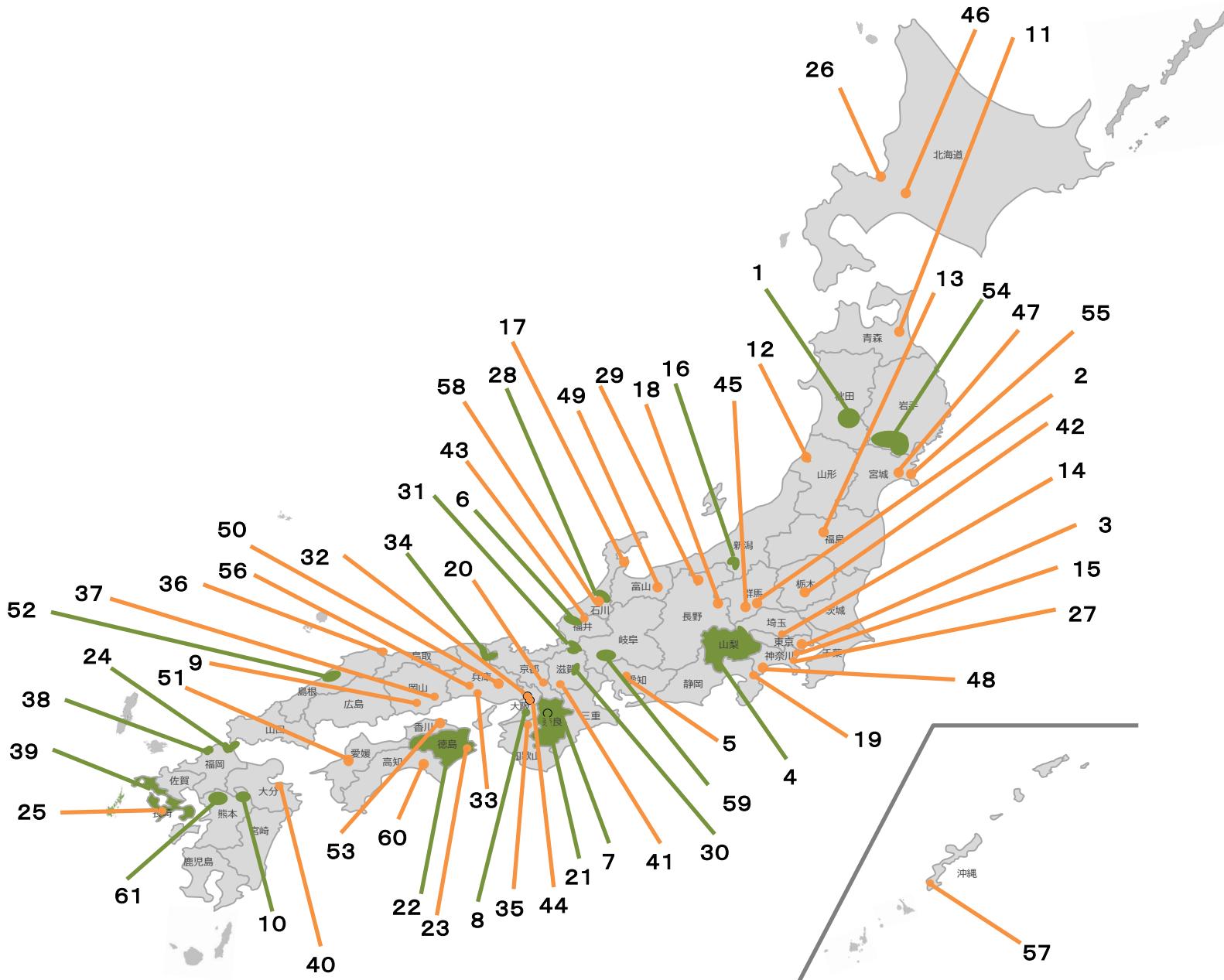


拠点計画と地域計画

	拠点計画	地域計画
計画の内容	文化観光拠点施設としての機能強化に関する計画	地域における総合的かつ一体的な推進に関する計画
文化観光拠点施設	1か所	1か所以上 設定できる
申請体制	施設の設置者が、事業者と共同して申請する	市町村又は都道府県が、協議会を組織して申請する
補助上限	1計画当たり7500万円／年	拠点施設の数に関わらず、1計画当たり7500万円／年
補足メモ	文化観光に資する前提で、 拠点施設のインフラ整備も対象 となりうる	文化観光に資する前提で、 拠点施設及び計画区域内でのインフラ整備も対象 となりうる ※地域で一体的に取り組むために、 テーマやコンセプトの検討が重要

文化観光推進法 認定計画（61計画）

R7年8月時点



文化観光推進法 認定計画（61計画）

R7年8月時点

※計画期間終了：1～4、6～25、33

認定年度	番号	計画の実施地域	計画	主な申請者	文化観光拠点施設
令和2年度	1	秋田県横手市	地域	横手市	横手市増田まんが美術館
	2	群馬県高崎市	拠点	群馬県	群馬県立歴史博物館
	3	東京都品川区	拠点	寺田倉庫(株)	WHAT
	4	山梨県	地域	山梨県	山梨県立美術館、平山郁夫シルクロード美術館、中村キース・ヘリング美術館、清春芸術村
	5	愛知県名古屋市	拠点	(公財)徳川黎明会徳川美術館	徳川美術館
	6	福井県福井市	地域	福井県	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館、特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡
	7	奈良県	地域	奈良県	奈良国立博物館、奈良県立美術館、奈良県立民俗博物館、奈良県立橿原考古学研究所附属博物館、奈良県立万葉文化館、なら歴史芸術文化村
	8	大阪府堺市	地域	堺市	堺市博物館、さかい利晶の杜、堺伝統産業会館
	9	岡山県倉敷市	拠点	(公財)大原美術館	大原美術館
	10	熊本県阿蘇市	地域	阿蘇市	阿蘇火山博物館
	11	青森県十和田市	拠点	十和田市	十和田市現代美術館
	12	山形県酒田市	拠点	(公財)本間美術館	本間美術館
	13	福島県会津若松市	拠点	福島県	福島県立博物館
	14	埼玉県所沢市	拠点	(公財)角川文化振興財団	角川武蔵野ミュージアム
	15	神奈川県横浜市	拠点	横浜市	横浜美術館
	16	新潟県十日町市	地域	十日町市	十日町市博物館、越後妻有交流館キナーレ、まつだい雪国農耕文化村センター、越後松之山「森の学校」キヨロロ、十日町市清津峡渓谷歩道トンネル
	17	石川県七尾市	拠点	七尾市	和倉温泉お祭り会館
	18	長野県御代田町	拠点	(株)アマナ	MMoP 御代田写真美術館(仮称)
	19	静岡県熱海市	拠点	(公財)岡田茂吉美術文化財団	MOA美術館
	20	京都府京都市	拠点	京都市上下水道局	琵琶湖疏水記念館
	21	奈良県明日香村	地域	明日香村	飛鳥宮跡、飛鳥京跡苑池、飛鳥水落遺跡、酒船石遺跡、石舞台古墳、牽牛子塚古墳、中尾山古墳、キトラ古墳、高松塚古墳
	22	徳島県	地域	徳島県	徳島県立博物館、徳島県立阿波十郎兵衛屋敷、阿波おどり会館、藍住町歴史館藍の館、徳島県立大鳴門橋架橋記念館(渦の道)
	23	徳島県美波町	拠点	美波町	日和佐うみがめ博物館カレッタ
	24	福岡県北九州市	地域	北九州市	北九州市立自然史・歴史博物館、北九州市立新科学館(仮称)
	25	長崎県長崎市	拠点	(株)ユニバーサルワーカーズ	軍艦島デジタルミュージアム

文化観光推進法 認定計画（61計画）

R7年8月時点

認定年度	番号	計画の実施地域	計画	主な申請者	文化観光拠点施設
令和3年度	26	北海道小樽市	拠点	(公財)似鳥文化財団	小樽芸術村
	27	神奈川県横浜市	拠点	横浜市	横浜開港資料館
	28	石川県金沢市	地域	石川県	石川県立美術館、石川県立歴史博物館、金沢21世紀美術館、金沢能楽美術館、国立工芸館
	29	長野県長野市	拠点	長野県	長野県立美術館
	30	滋賀県彦根市	地域	彦根市	彦根城、彦根城博物館
	31	滋賀県長浜市	地域	長浜市	長浜城歴史博物館、長浜市曳山博物館、長浜鉄道スクエア
	32	大阪府大阪市	拠点	地方独立行政法人 大阪市博物館機構	大阪中之島美術館
	33	兵庫県姫路市	拠点	姫路市	姫路市立美術館
	34	兵庫県豊岡市	地域	豊岡市	城崎国際アートセンター
	35	和歌山県高野町	拠点	宗教法人金剛峯寺	總本山金剛峯寺
	36	鳥取県境港市	拠点	境港市	水木しげる記念館
	37	岡山県瀬戸内市	拠点	瀬戸内市	備前おさふね刀剣の里(備前長船刀剣博物館)
	38	福岡県宗像市・福津市	地域	福岡県	海の道むなかた館、福津市複合文化センター歴史資料館、宗像大社神宝館
	39	長崎県	地域	長崎県	長崎歴史文化博物館、大浦天主堂キリストン博物館、平戸市生月町博物館 島の館、五島觀光歴史資料館、有馬キリストン遺産記念館、長崎県美術館
令和4年度	40	大分県大分市	拠点	大分県	大分県立美術館
	41	滋賀県大津市	拠点	滋賀県	滋賀県立美術館
	42	栃木県宇都宮市	拠点	栃木県	栃木県立博物館
	43	福井県永平寺町	拠点	宗教法人大本山永平寺	大本山永平寺
	44	大阪府大阪市	拠点	地方独立行政法人 大阪市博物館機構	大阪市立美術館
	45	群馬県富岡市	拠点	富岡市	富岡製糸場

文化観光推進法 認定計画（61計画）

R7年8月時点

認定年度	番号	計画の実施地域	計画	主な申請者	文化観光拠点施設
令和5年度	46	北海道札幌市、江別市	拠点	北海道	北海道立総合博物館 (北海道博物館、北海道開拓の村、野幌森林公園自然ふれあい交流館)
	47	宮城県石巻市	拠点	石巻市	石ノ森萬画館
	48	神奈川県小田原市	拠点	(公財)小田原文化財団	江之浦測候所
	49	富山県立山町	拠点	富山県	富山県立山博物館
	50	兵庫県丹波篠山市	拠点	丹波篠山市	丹波伝統工芸公園立杭陶の郷
	51	愛媛県松山市	拠点	愛媛県	愛媛県美術館
令和6年度	52	島根県大田市	地域	大田市	石見銀山世界遺産センター、いも代官ミュージアム、龍源寺間歩
	53	香川県高松市	拠点	香川県	香川県立ミュージアム
	54	岩手県一関市、奥州市、平泉町	地域	岩手県	中尊寺、毛越寺、平泉世界遺産ガイダンスセンター、平泉文化遺産センター、骨寺村荘園交流館、一関市博物館
	55	宮城県石巻市	拠点	宮城県	宮城県慶長使節船ミュージアム(サン・ファン館)
	56	兵庫県たつの市	拠点	(株)ムカシミライ	旧力ネ牛醤油工場(醸ス場かねゐ)
	57	沖縄県豊見城市	拠点	沖縄県	沖縄空手会館(展示施設)
令和7年度	58	石川県金沢市	拠点	(有)キコウ商会	金沢 浅の川園遊会館
	59	岐阜県岐阜市	地域	岐阜市	岐阜市歴史博物館、加藤栄三・東一記念美術館、岐阜城天守閣、岐阜市長良川鵜飼伝承館、CASA stella
	60	高知県北川村	拠点	北川村	北川村モネの庭マルモッタン
	61	熊本県山鹿市	地域	山鹿市	八千代座、さくら湯、山鹿灯籠民芸館、大宮神社(灯籠殿)

計画認定を受けると

- 計画に基づき実施される事業の **2／3** を補助

※補助上限は **7500万円／年**

※国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

- 国・地方公共団体・国立博物館等による助言

- （独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝

- 国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力などの支援を受けることができます。

※計画期間は原則 **5年間**。補助金は毎年度審査があります。

認定計画に基づき実施する事業の具体例①

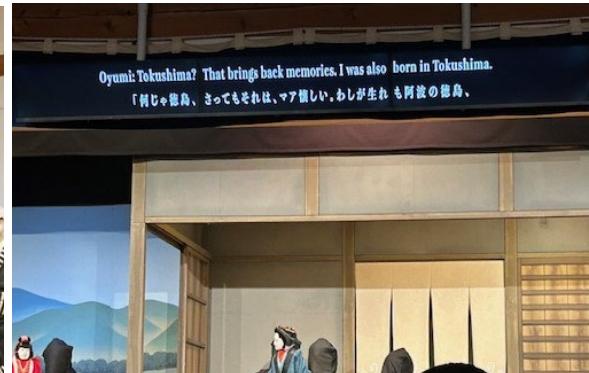
①文化資源の魅力増進

- ・地域の文化資源の調査研究
- ・資料・コレクションのデジタルアーカイブ化
- ・鑑賞しやすい展示改修
(パネルなど展示刷新、展示ケース更新、
LED化、空調 等)
- ・専門人材確保



②理解を深めるのに資する取組

- ・観光客にもわかりやすい解説紹介
- ・多言語での解説（ネイティブによる作成）、
音声ガイド 等
- ・展示品の魅力を伝える動画、VR等の
体験型コンテンツ
- ・ガイドツアーの充実



認定計画に基づき実施する事業の具体例②

③利便の増進

- ・入館券付き乗車券の導入、回遊バスの運行、シェアサイクル設置
- ・館内案内の多言語化
- ・キャッシュレス対応、Wi-Fi整備、バリアフリー化（スロープ等）



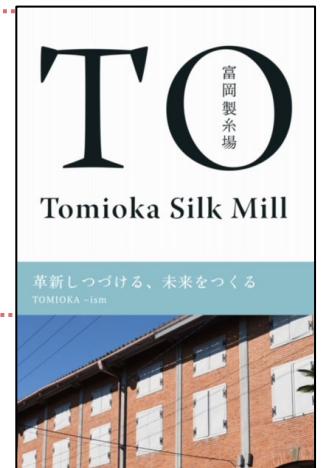
④物品の販売提供、他施設との連携

- ・ショップやカフェの環境改善、オリジナルグッズ等商品の充実
- ・宿泊プランとの連携



⑤国内外への宣伝

- ・施設公式サイト（LP）の改修整備、多言語対応
- ・DMO等と連携した実誘客



文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光推進事業

令和8年度要求額 1,248百万円
(前年度予算額 1,353百万円)



現状・課題

文化の振興、観光の振興、地域の活性化の好循環の実現にあたっては、文化についての理解を深める機会の拡大及び国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業等に対して支援を行う。

事業実施期間 令和2年度～

事業内容

- ①文化観光拠点としての機能強化に資する事業に対する支援（拠点計画）
- ②地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に資する事業に対する支援（地域計画）

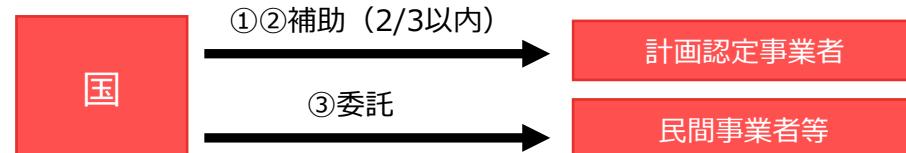
1,020百万円

文化観光拠点施設を中心とした地域における文化観光を推進するため、文化観光推進法に基づき主務大臣により認定された計画に基づく事業に対して支援を行う。
※補助率2/3以内 ※40箇所程度

③計画の推進等のための支援（委託）

- 計画推進を支援するために専門家の派遣や好事例の展開等の伴走支援を実施。
- 計画作成にあたって、事業設計やコンセプトの設定といった伴走支援を実施するほか、事業内容の説明会やセミナーを実施し、裾野拡大に取り組む。
- 計画期間が終了した計画について、フォローアップ調査による成果、課題の分析を実施。
- 文化観光推進法に関する周知啓発や情報発信、好事例の展開を実施。

205百万円



アウトプット（活動目標）

文化観光推進事業者と連携して補助対象事業を実施する事業者数（累計）

令和6年度	令和7年度	令和8年度
60程度	70程度	80程度

短期アウトカム（成果目標）

認定計画で設定した国内来訪者数の目標を達成した計画数の割合

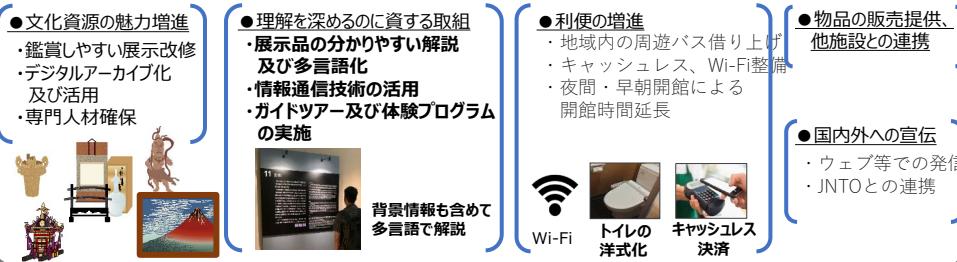
令和2年度 63% → 令和8年度 80%
(達成度78.8%)

長期アウトカム（成果目標）

認定計画で設定した来訪者満足度の目標を達成した計画数の割合

令和2年度 64.7% → 令和8年度 80%
(達成度80.9%)

拠点計画（文化観光拠点施設）において実施する事業のイメージ



地域計画において実施する事業のイメージ



計画認定のスケジュール（R7年度実績）

計画準備

計画申請

計画期間

文化庁と事前相談 ※任意

…法「基本方針」に沿って、核となる文化資源、課題、対応方針、KPI、事業内容を検討する必要があるため、申請者と文化庁で意見交換しながら計画骨子をブラッシュアップ。相談には隨時対応

◎審査プロセス ※必須

4～5月 申請前確認 …内容、必要事項のチェック

6月上旬 申請 …計画を文化庁に提出

6～7月 審査 …**有識者委員会による審査**

8月初旬 計画認定

9月～ 補助事業

…1年目は計画認定後に補助事業開始。

認定計画に対する伴走支援 ※任意

…計画の推進のため文化庁がコーチ・専門家を派遣し、伴走支援（コーチング）を実施。～R7は委託事業

文化庁まで、お気軽にご相談下さい！

計画策定を検討される方は、こちらの
QRコードから！

計画申請の進め方、参考すべき資料、文化庁の
問合せ先をまとめたページにリンクしています。



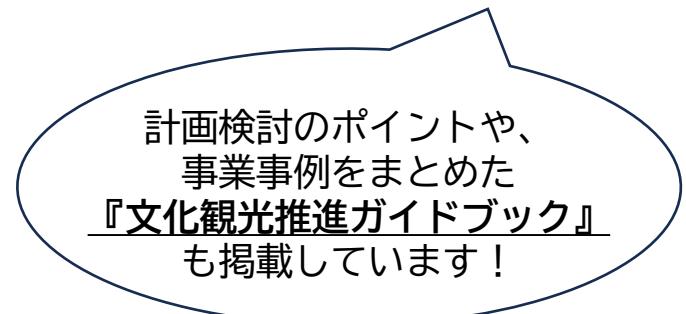
文化観光HP

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyo_sei/bunkakanko/

問合せ先

文化庁 参事官（文化拠点担当）付文化観光拠点支援係

メール：bunkakankosuishin@mext.go.jp



主なご質問①

No	ご質問	回答
1	日本遺産の認定を受けている地域で、そのエリア全体と重なった地域計画を策定し、文化観光推進事業に取り組むことは可能でしょうか？	可能です。日本遺産、文化観光推進事業それぞれの事業目的に応じて、事業内容を整理して取り組む必要があります。
2	インフラを観光資源として考えることはありますか？	文化観光に取り組む地域で、核となる文化資源には文化的所産としての建造物なども含まれます。来訪者に広く展示、解説を行う、文化観光の拠点となる施設が必要です。
3	(民間事業者が) 専門的知識や理解のない行政の事業を推進するのは困難だと考えますが、その解決策はありますか？	計画策定段階から計画内容や進め方の相談にも対応していますので、文化庁までお問合せ下さい。 ※認定一覧のNo18,25,58等は民間事業者が主体となった申請の事例です
4	最長5年継続で年度毎の申請と記載ありますが、事業の実施は年度をまたぐ（例えば11月に着工して翌6月までかかる場合の展示工事）ことができますか。	補助事業は単年度ごとに要望する必要があるため、年度をまたぐ事業の要望はできません。年度ごとに事業内容を切り分けて計画する等の対応方が考えられます。

主なご質問②

No	ご質問	回答
5	老朽化による文化施設の解体に伴い、他文化施設区域への移転統合を検討しており、併設による誘客促進、利便性の向上を目指していますが、解体費用や移設工事費等も事業経費の対象とすることは可能でしょうか。	解体費用や移設工事費は補助対象外です。建物の建設費、修理費、工事費用等については文化観光拠点形成や機能強化のうえで合理的な必要性がある場合は、認められる可能性がありますので、ご相談ください。
6	拠点施設の改修について相談したい。 例えば、拠点施設を新設後、本事業で改修することが可能か。	新設後に改修を行う必然性や、文化観光拠点形成や機能強化のため必要性があれば、認められる可能性もありますので、ご相談ください。新築のための費用は補助対象外です。

※一部のご紹介となっておりますことご容赦ください。説明会後のアンケートでもご質問いただけます。

次回予告

○様式に沿った計画作成のポイント

○審査基準や事業検討の注意点

※説明会2回目（10/27開催）では、計画申請を検討されている皆様に向けて、計画様式の記載欄に沿ってポイント解説を行います！

基本方針

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/93862101_01.pdf

計画様式（運用指針）

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/bunkakanko/pdf/93862101_02.pdf